2026.9.28

環境関連法規制等の動き　2026年度上期（2026.3.24～2026.9.18）まとめ

記号	法令名	2026年度上期の主な法令改正 （詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。）
A	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律	2050年カーボンニュートラルに向け、**建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素の取組を建築主等に評価してもらうための制度**（ライフサイクルカーボン評価制度）や建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の創設、住宅供給事業者を上位住宅トップランナーに指定し、省エネへの対応を求めます。詳細は今後公布される政令、関係省令で制定されます。（公布から2年以内施行）
B	資源の有効な利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する計画及び同法第24条に規定する定期報告に関する省令	法第2条第11項に規定される**指定脱炭素化再生資源利用促進製品（自動車、エアコン、テレビ等）**の**製造事業者等**（法第21条に規定）のうち、年間生産量等の要件に該当する事業者が提出する**脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な、計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画と実施状況（定期報告）**の提出時期と様式が決まりました。毎年度9月末※までに提出する必要があります。 ※計画提出は26.10.1以降に開始する事業年度から、実施状況提出は27.10.1以降に開始する事業年度からです。

↓（掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き　掲載月-掲載法令番号です）

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表改正法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	環境評価	環境影響評価法	8-2	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	－	政令第230号	2026.7.23	**2027.4.1**	2025年12月に決定した「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」を受けて、**環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模**の見直しが行われました。第一種事業の規模に係る要件は、出力4万kW以上 → 2万kW以上に、第二種事業の同要件は、出力3万kW～4万kW → 1.5万kW～2万kWに引き下げられました。	当該規模の太陽光発電事業を実施する事業者
	地盤沈下	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	7-1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令	－	環境省令第20号	2026.7.17	**2027.9.1**	題記法では政令で定める指定地域（東京23区、大阪市並びに埼玉県と千葉県の一部）において、地下水の過剰採取は地盤沈下の原因となるため、**揚水設備による建築物用地下水採取が制限**されています。一方で、昨今**地下水還元型地中熱利用システム**は、高い省エネルギー効果を有することから、2050年ネット・ゼロの実現に向けて活用が期待されています。今回の改正において、地盤沈下の発生を抑えつつ**同システムを適用するための要件**が規定されました。	当該地域で当該用途に地下水を利用する予定のある事業者
	廃棄物	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律	6-3	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律	－	法律第33号	2026.6.5	**1年6ヵ月以内施行他**	本法では、2030年代後半以降に生ずる太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする者**（太陽光発電事業者等）に**リサイクル実施に向けた取組を義務**付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講じます。今後政令等で、**廃棄実施計画の届出**対象となる「多量事業用太陽電池廃棄者」等の該当要件等が決められます。	当該製品を所有している事業者
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	6-2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全 事業株式会社法の一部を改正する法律	－	法律第44号	2026.6.19	**2027.4.1**	低濃度PCB使用製品/廃棄物を適正に処分するための改正が行われました。　**低濃度PCB使用製品/廃棄物を所有する者**に対して、同廃棄物の**一定期間内の処分などが義務化**されました。また、保管する廃棄物が高濃度PCB廃棄物と判明したものに対しても一定期間内の処分を義務付けます。	当該製品又は廃棄物を所有する事業者
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令	2	政令第279号	2026.9.15	2026.9.16	下記改正廃掃法の一部が施行されました。今回施行されたのは、**非常災害廃棄物**の各都道府県等での適正かつ円滑・迅速な処理を促進するための規定内容です。	—
			8-3	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示	1	環境省告示第40号	2026.8.20	同日	高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理が行われてきましたが、2026年3月末で事業が終了しました。今後は廃屋の解体工事等により予期せず高濃度PCB廃棄物が発見され、少量ずつ散発的に処理する段階に移行するため、**廃棄物処理法に基づく無害化処理事業者の認定対象**に**高濃度PCB廃棄物**の追加や無害化設備に付加する前処理技術の基準追加等がおこなわれました。	当該物質の無害化処理をおこなう事業者
			6-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律	－	法律第43号	2026.6.19	**2年6ヵ月以内施行他**	近年、一部のスクラップヤードにおいて、騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障が報告されています。こうした状況を是正し、良好な生活環境の保全と公正な競争環境の整備を行うための改正が行われました。**使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業**について**許可制**を導入するとともに、保管や再生に係る基準の遵守を求める等します。	当該品の保管又は再生事業を行っている事業者
			4-4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	－	環境省令第8号	2026.3.27	同日	現在流通する**空気亜鉛電池**は、水銀がほぼ含有しておらず水銀使用製品産業廃棄物として排出される見込みが低いため**水銀使用製品の対象外**になりました。	—
	エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律	9-2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第292号	2026.9.16	**2027.4.1**	下記改正建築物省エネ法の一部の施行日が27.4.1に決まりました。今回施行されるのは、**上位住宅トップランナー制度**の指定条件となる事業者の**年間供給戸数**が定められました。注文戸建住宅、建売戸建住宅及び分譲マンションは年間2000戸以上建設する事業者が対象となります。	当該住宅を基準戸数以上建設する事業者
A			8-1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律	－	法律第75号	2026.7.31	**2年以内施行他**	2050年カーボンニュートラルに向け、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素の取組を建築主等に評価してもらうための制度（**ライフサイクルカーボン評価制度**）や建築物の**環境性能の第三者認証・表示制度**の創設、**住宅供給事業者**を上位住宅トップランナーに指定し、省エネへの対応を求めます。詳細は今後公布される政令、関係省令で制定されます。また、法律名が「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改められました。	当該建築物の建築主等並びに住宅供給事業者

		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	6-5	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第4項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消化薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令	1	総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号	2026.6.12	2026.6.17	ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)関連物質が第一種特定化学物質に指定されたことを受けて、同物質が本法令に追加されました。	当該物質及び製品を所有等する事業者
			6-4	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	－	政令第171号	2026.5.22	**2027.11.22**	ストックホルム条約第12回締約国会議において廃絶対象物質と決定された化学物質で、主に消火剤等に使用されている「LC-PFCAとその塩」及び「LC-PFCA関連物質」、主に防虫剤に使用されている「クロルピリホス」、主に潤滑油に使用されている「MCCP」が化審法の第一種特定化学物質に指定されました。	当該物質を製造又は輸入等する事業者
	循環型社会	資源の有効な利用の促進に関する法律	4-3	資源の有効な利用の促進に関する基本方針	－	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省告示第1号	2026.3.31	2026.4.1	題記方針が見直されました。主に再生資源や再生部品に係る事業者が取り組むべき事項が改められました。(自動車、家電製品、密閉型蓄電池など)	当該製品の製造・輸入・修理事業者
			4-2	自動車の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	－	経済産業省令第7号	2026.3.19	2026.4.1	改正法(2025.6.4公布)で定める自動車の製造事業者に対して、自動車に係る再生プラスチックの利用を促進するための目標値の設定、生産過程でのCO2排出量の削減に努めること並びに事業場ごとの責任者の選任などが規定されました。	当該製造事業者
B			4-1	資源の有効な利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する計画及び同法第24条に規定する定期報告に関する省令	－	財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第3号	2026.3.19	2026.4.1	法第2条第11項に規定される指定脱炭素化再生資源利用促進製品(自動車、エアコン、テレビ等)の製造事業者等(法第21条)のうち、年間生産量等の要件に該当する事業者が提出する脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な、計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画 と 実施状況(定期報告)の提出時期と様式が決まりました。毎年度9月末までに提出する必要があります。 ※計画提出は26.10.1以降に開始する事業年度から、実施状況提出は27.10.1以降に開始する事業年度からです。	当該製品の生産量等の要件に該当する事業者
	安全管理	消防法	7-2	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令	－	総務省令第83号	2026.6.29	2026.6.30	電気自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所に、メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置を設ける場合の基準、耐火構造の塀等を設置した場合の危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離の基準、並びに危険物施設の周囲の保有空地の保有基準に特例が設けられる等しました。	当該施設を保有する事業者
		労働安全衛生法	9-3	労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件	－	厚生労働省告示第332号	2026.8.31	**2027.10.1**	一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれが無くなるリスクアセスメント対象物として、水酸化ナトリウム、ベンジルアルコールや塩化亜鉛など48物質が追加されました。	当該物質を製造、又は取り扱う業務を行う屋内作業場を有する事業者
			8-4	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令	1	厚生労働省令第116号	2026.7.29	**2026.10.1他**	2025.5.14に公布された題記改正法の一部施行に伴う関係省令及び告示の改正です。主な改正内容は、現状、個人ばく露測定についてその方法及び測定実施者の要件が定められておらず、測定精度の担保に課題があったため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その測定精度の担保を図るとともに、指定作業場にて行う作業環境測定の実施者の要件等が規定されました。	当該作業環境測定が必要となる事業場を所有する事業者
			6-6	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	－	政令第195号	2026.6.10	**2028.4.1他**	25.5.14公布の改正労働安全衛生法の一部の施行日が決まりました。今回決まったのは、従業員50人未満の事業場におけるストレスチェックの義務化(2028.4.1施行)、並びにSDS/ラベル通知対象物質の通知事項の変更時の再通知義務化及びSDS等未通知に対する罰則の追加(2030.4.1施行)です。	該当する事業者及び当該物質を提供等する事業者
			5-1	クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令	－	厚生労働省令第90号	2026.4.30	**2027.4.1**	床上無線運転式クレーン等の限定免許が新設されました。あわせて同運転免許に係る実技教習の実施方法に関する規定等が追加されました。	—
			4-5	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第68号	2026.3.31	**2028.4.1**	法第57条第1項において、危険・有害な化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示(リスクアセスメント対象物)をしなければなりません。今般、2024年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、リスクアセスメント対象物が追加等されました。	当該物質を譲渡又は提供する事業者